

## 環境配慮契約の地方公共団体への普及促進方策について

### 1. アンケート調査結果からの普及促進方策の方向性

地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査から得られた普及促進方策に関する方向性について、以下のとおり整理した。

#### (1) 環境配慮契約に取り組む必要性、効果の発信

環境配慮契約に取り組むためには、その動機付けとなる必要性や効果を明確にし、組織内における合意形成を図る必要がある。

環境配慮契約法に関する制度理解は徐々に高まっていると考えられることから、取組によって期待される環境負荷低減効果、省エネルギー効果等の具体的な情報をさらに発信していく必要がある。また、グリーン購入法等、他の法制度に基づく取組を既に実施している団体も多いことから、他の制度を補完する環境配慮契約の効果や役割、必要性等について発信を行うことが必要である。

他方、組織内において環境配慮契約の浸透を図るためには、他の環境施策との連携や相乗効果等に関する情報の提供も重要と考えられる。

#### (2) 環境配慮契約の手続き等に関する発信

環境配慮契約の取組を進めるためには、契約類型の選定や契約方針の策定、入札手続き等に関する具体的な情報発信が効果的と考えられる。

契約方針の位置づけ等については、地方公共団体向けマニュアル等で既に発信を行っているところであるが、さらに契約類型ごとに必要となる書式、雛型等を作成、公開することも重要である。

また、環境配慮契約法では、裾切り方式のほか、総合評価落札方式やプロポーザル方式等の契約方法を基本方針に定めていることから、発注に当たっての具体的な手続きや予算上の措置等を支援する情報発信が有効と考えられる。

さらに、規模の大きな団体をはじめとして、環境担当部門と契約担当部門の連携が課題となる場合も多いことから、具体的な役割分担の事例等についても有効な情報になると考えられる。

#### (3) 情報発信の対象、手法

規模の小さな団体においては、環境担当部門、契約担当部門とも人的余裕がなく、多岐に渡る業務に対応していることが多いことから、特にプロポーザル方式や総合評価落札方式等の複雑な契約に関する雛形等の提供や、簡易的な取組方法等が有効と考えられる。

情報発信の手法としては、説明会や研修、会議体等による双方向型の方法が効果的ではあるものの、開催時期や場所、コスト面等で制約がある。そのため、インターネットを活用した「マニュアル」や「事例データベース」の公開が行われているところである。こうした各種情報発信ツールの特性を踏まえながら、契約方針の策定に関する雛型等についても発信を行う必要がある。また、説明会においては「基本方針・解説資料」「マニュアル」等を配布しており、情報発信の手法を組み合わせた方策の検討が重要と考えられる。

## 2. 専門委員会委員の意見（概要）

本専門委員会の委員から提出された地方公共団体への普及促進のためのアイデア、考え方について、事務局において分類・要約した結果を以下に列挙する。

### （1）環境配慮契約への取組について

- 地方公共団体は、規模や地域特性等が異なるため、国の基本方針を参考としながら、当該地域の実態に即した環境配慮契約の手法を自主的に設定する方向性が望ましい
- 環境配慮契約を限定的に捉えるのではなく、温室効果ガス等の排出削減等環境負荷低減の観点から、グリーン購入を含めた幅広い取組の促進が望ましい
- 環境配慮契約の実施に伴うコスト増（イニシャルコスト等）、関係部署との調整等の負担増等を勘案し、費用対効果がわかりやすい契約類型から順次取組の拡充を図ることも一考

### （2）普及促進方策の検討方法について

- 地方公共団体独自の契約方法の調査を行う等、国の例示によらない普及しやすい契約方法の検討も必要
- 環境配慮契約の取組が進展しはじめたケースを見出し、何が転換の原動力になったかを分析することが必要（大規模団体及び小規模団体双方）
- ヒアリング調査により、阻害要因・障壁を取り除くインセンティブとして何が有効かを解明することが重要
- 理解度の向上を図る観点から、小規模団体に対する周知方法の検討が必要

### （3）情報提供等について

- グリーン購入と環境配慮契約の比較を行い、期待される環境負荷低減効果やメリット等に関する情報発信等により自主的な取組を支援することが重要
- 環境配慮契約の実施による環境負荷低減効果（温室効果ガス排出削減量等）の算定方法の提示が重要（地方公共団体の地球温暖化対策・計画の支援に資する）

- メディアを活用した普及促進・情報提供（調査結果の公表）の実施
- （４）普及促進方策について
- 環境配慮契約の推進のインセンティブについても明らかにした導入事例集の作成（未実施団体に対する理解の深耕、取組の推進に結びつける有力なツール）
  - 地方公共団体の首長に対する要請（併せてメディアの活用、地域の NGO との連携等）
  - 説明会、会議等を通じた環境関連 NGO との協力・連携
- （５）個別の契約類型について
- 電気の供給に係る契約については、入札実施によるコスト削減効果も期待されることから、費用対効果がわかりやすい契約類型から取り組む
  - 余剰電力や地方公共団体による再生可能エネルギー電気の卸電力取引所を通じた開放
  - 新電力の新規参入を図るための方策の検討
  - 自動車の購入等に当たっての契約方式（総合評価落札方式）の簡素化・簡略化の検討
  - 自動車の購入等に当たって、グリーン購入と比較した環境配慮契約の具体的な環境面・経済面のメリットの周知

### ３．普及促進方策の検討に向けて

地方公共団体に対する環境配慮契約の普及促進のための具体的な方策については、本日の議論、今後実施するアンケート調査結果の詳細分析及びヒアリング調査結果等を踏まえ、第３回専門委員会において優先順位を含め、とりまとめることとしたい。

現段階においては、上記１のアンケート調査結果、２の専門委員会委員からの意見及び第１回専門委員会における議論、第１回基本方針検討会における指摘事項等とともに、地方公共団体に対するヒアリング調査（[資料 3](#)参照）を通じ、環境配慮契約の合意形成のための手続、調整、役割分担、阻害要因を取り除く方策、取組進展のインセンティブ等を明らかにする。

なお、地方公共団体の規模により、環境配慮契約の実施に当たっての阻害要因が異なることが示されていることから、必要に応じ、団体規模別に最適な普及方策を検討するものとする。

第３回専門委員会において想定している検討内容は、以下のとおり。

#### 【環境配慮契約全般・契約類型】

- 環境配慮契約の全般的な認知度・理解度の向上方策の検討

- 契約方針の策定支援方策の検討
- 契約類型ごとの効果的な普及方策の検討

【情報提供・フィードバック】

- 提供する情報内容及び提供手法（ツール）の検討
- 取組進展のインセンティブに関する情報提供
- 温室効果ガス等の削減効果をはじめとした環境負荷低減効果の見える化（算定方法の検討）
- 契約類型に応じたイニシャルコスト、ランニングコスト等の経済面のメリットに関する情報提供
- 各地方公共団体に対してアンケート調査結果の効果的なフィードバックの方法の検討（環境配慮契約の取組状況の公表方法や顕彰制度の検討を含む）